

# 福知山公立大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、福知山公立大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、福知山公立大学学則(平成28年規程第54号。以下「学則」という。)および福知山公立大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において学部で授与する学位は学士、大学院で授与する学位は修士とする。

2 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは本学名を付記するものとする。

(学位の授与)

第3条 学長は、学則第33条第1項により学部を卒業した者に学士学位を、大学院学則第22条第1項により大学院を修了した者に修士学位を授与する。

(学位の取り消し)

第4条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたとき、学長は学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。